

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

水産課

法令名	佐賀県漁港管理条例			法令番号	昭和48年条例第16号		
手続名	指定区域内における使用許可			根拠条項	第7条第3項		
審査基準	次の各号の要件を満たす場合において許可を与える。 1. 当該施設に余裕があり、他の船舶の利用を阻害しないことが明白であること 2. 移動する必要が生じた場合に直ちに移動できること 3. 長期にわたる係留でないこと						
	受付機関	農林事務所	処理機関	農林事務所	交付機関	農林事務所	標準処理期間 30日
						標準経過期間 日	No.